

死刑執行に抗議する会長声明

本年8月3日、大阪拘置所及び東京拘置所において、各1名（合計2名）の死刑確定者に対し、死刑が執行された。国民的議論が十分尽くされていない中で死刑執行を再開したことに對して、強く抗議する。

当会は、本年4月5日に会長声明を出すなどして、国民的な議論が十分尽くされていない現状における死刑執行の停止を求めてきた。さらに、本年7月、会内組織である人権擁護委員会・憲法委員会・刑事弁護委員会がタイアップし、死刑廃止検討プロジェクトチームを設置し、死刑廃止についての国民的議論を呼びかける活動を行おうとしていた矢先の今回の死刑執行であったものであり、大変残念である。

2012年（平成24年）現在の死刑廃止国は141か国（10年以上死刑執行をしていない事実上の廃止国を含む。）、死刑存置国は58か国に過ぎないものであり、死刑廃止は国際的な趨勢と言ってよい状態にあり、日本政府は、国連関係機関からも繰り返し、死刑の執行を停止し死刑制度の廃止に向けた措置をとるよう勧告を受けてきた。しかし、本年3月29日、1年8か月ぶりとなる死刑の執行を3名に対して行い、その後、政務三役による絞首刑の在り方に関する検討が開始されたと報道されたものの、その議論状況は一切公開されないまま、今回、民主党政権下において3回目の死刑執行が行われてしまった。

刑事事件には常に冤罪の危険性が指摘される。近時においても、いわゆる足利事件や布川事件について再審無罪判決が言渡されているなど、重大事件において、今なお冤罪が存することが明らかになっている。また、裁判員裁判の施行に伴い、一般国民が死刑判断を迫られる場面があり、その精神的負担の問題を含め国民的関心も高まっている状況にある。

今こそ、死刑の執行を停止した上で、政府が中心となって、死刑に関する情報を広く国民に公開し、国会に死刑問題調査会を設置し、法務省に有識者会議を設置する等の方策をとることによって広く国民的な議論を行うべきである。

当会は、死刑執行に對し強く抗議するとともに、死刑制度の廃止について国民的議論を直ちに開始することを求め、かかる議論が尽くされるまでは、死刑執行を停止することを強く求めるものである。

2012年（平成24年）8月10日
宮崎県弁護士会会長 松田幸子